

## 昭和二十九年文部省令第二十七号

## 教育職員免許法施行規則

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の規定に基き、及びその規定を実施するため教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十九号）の全部を改正する省令を次のように定める。

## 第一条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十九号）（以下「施行法」という。）第

一条第二項に規定する教科は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）（以下「免許法」という。）第四条第五項に掲げる教科（二

法の条及び第二条中「教科」という。）のうち、

旧令による教員免許状に記載した科目に相当し、又は出身学校長若しくは実務証明責任者の成績良好な旨の証明のある二以内の教科とす

る。ただし、旧令による教員免許状に記載した

科目に相当する教科の数が二以上の場合は、そ

の数までの教科とすることができる。

2 授与者は、前項の教科のうち旧令による教

員免許状に記載した科目に相当する教科以外の教科については、免許状の交付を受けようとする者の成績により、施行法第一条第一項の表第七号又は第八号の規定により有するものとみなされた免許状（以下この項において「法第一条免許状」という。）が専修免許状である場合には二種免許状、二種免許状又は臨時免許状を、法第一条免許状が一種免許状である場合には二種免許状又は臨時免許状である場合には二種免許状である場合には臨時免許状を交付することができる。

第二条 施行法第二条第二項に規定する教科につ

いては、次の表の基準に基いて定めなければならない。

第一欄 上欄に掲げるもの

第二欄 中学校教員の免

第三欄 高等学校教員の免

第四欄 教員の免

第五欄 許状の場合

第六欄 証明のある教員の責任者

第七欄 成績良好な旨の教員の責任者

第八欄 第二号から第七号まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第九欄 第二号から第十五号の二まで、第十七号

第十欄 第二号から第七号まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第十一欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第十二欄 第二号から第十五号の二まで、第十七号

第十三欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第十四欄 第二号から第十五号の二まで、第十七号

第十五欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第十六欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第十七欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第十八欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第十九欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十一欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十二欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十三欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十四欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十五欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十六欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十七欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十八欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第二十九欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第三十欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第三十一欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第三十二欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第三十三欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第三十四欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

第三十五欄 第二号から第七号の二まで、第十二号、第十一号の二まで、第十七号

四号から第十五号の二まで

身学校長

者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行

う特別支援学校の高等部において自立教科の教

授を担任する教員の免許状に係る免許教科は

それぞれ教育職員免許法施行規則（昭和二十九

年文部省令第二十六号）（以下「免許法施行規

則」という。）第六十三条第四項に定める免許

教科のうち、その相当するものとする。

第三条 施行法第一条第一項の表第五号、第七

号、第七号の三、第七号の四及び第八号の上欄

の旧令による学校の教員は、それぞれ免許法施

行規則附則第十七項各号に掲げる旧令による学

校の教員とする。

第四条 施行法第二条第一項の表第三号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

三号に掲げる学校の教員のうち無線通信に関す

る科目を置く学校の教員とする。

第五条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第六条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

一号に掲げる学校の教員とする。

第七条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第八条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

一号に掲げる学校の教員とする。

第九条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十一条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十二条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十三条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十四条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十五条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十六条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

第十七条 施行法第二条第一項の表第二十号の上欄

の旧令による学校の教員は、免許法施行規則第

二号に掲げる学校の教員とする。

1 この省令は、昭和二十九年十二月三日から施

行する。

3 教育職員免許法施行法施行規則の一部を改正

する省令（昭和二十六年文部省令第十五号）施

行の日までに施行法第一条又は第二条の規定に

より免許状の交付又は授与を受けた者は、第一

条第一項又は第二条第一項の規定にかかるわら

ず、これらの規定に定める教科の数をこえての免

中学校又は高等学校の宗教の教科についての免

許状の交付又は授与を受けることができる。

4 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する

省令（昭和三十六年文部省令第十八号）（附則

第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の

日までに施行法第一条又は第二条の規定により

中学校又は高等学校の教員の免許状の交付又は授

与を受けた者で、旧教員免許令により実業科

のうち工業の学科について中学校高等女学校教

員免許状若しくは旧令による工業教員養成所を卒

業したものは、当分の間、第一条第一項又は第二

条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定に

定める教科の数をこえて、工業の教科につい

ての高等学校の教員の免許状又は職業の教科につい

ての中学校の教員の免許状の交付又は授与を受ける

ことができる。

第一項の省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年八月九日文部省令第一六号）抄

この省令は、公布の日から施行し、教育職員免

許法等の一部を改正する法律（昭和四八年法律第五十七号）の施行の日（昭和四八年七月二十日）から適用する。

附 則（昭和五八年七月二十五日文部省令第一八号）抄

この省令は、昭和五八年四月三十日から施

行する。

附 則（昭和五八年四月二二日文部省令第一九号）

この省令は、昭和五八年四月三十日から施

行する。

